

平成29年第1回定例会
新冠町議会会議録
第1日（平成29年 3月 8日）

◎議事日程（第1日）

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	選挙第 2号	日高中部消防組合議会議員の補欠選挙について
日程第 5		行政報告（町長・教育長）
日程第 6	報告第 1号	例月出納検査等の結果報告について
日程第 7	議案第 2号	新冠町税条例及び新冠町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 3号	町道の路線変更について
日程第 9	議案第 4号	平成28年度新冠町一般会計補正予算
日程第10	議案第 5号	平成28年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第11	議案第 6号	平成28年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
日程第12	議案第 7号	平成28年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第13	議案第 8号	平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
日程第14	議案第 9号	平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
日程第15	発委第 1号	新冠町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

閉議宣告

◎出席議員（12名）

1番 竹中進一君	2番 堤俊昭君
3番 氏家良美君	
5番 武田修一君	6番 須崎栄子君
7番 椎名徳次君	8番 秋山三津男君
9番 武藤勝圀君	10番 長浜謙太郎君
11番 但野裕之君	12番 芳住革二君

◎出席説明員

町長	小竹國昭君
副町長	中村修二君
教育長	杉本貢君
会計管理者	堤秀文君
総務課長	中村義弘君
町民生活課長	佐渡健能君
税務課長	湊昌行君
保健福祉課長	鷹背寧君
建設水道課長	坂東桂治君
産業課長兼農業委員会事務局長	島田和義君
企画課長	佐藤正秀君
教育委員会管理課長	工藤匡君
教育委員会社会教育課長	山本政嗣君
診療所事務長	坂本隆二君
特別養護老人ホーム所長	山下利幸君
総務課総括主幹	新宮信幸君
保健福祉課総括主幹	八木真樹君
町民生活課総括主幹	山谷貴君
建設水道課総括主幹	関口英一君
建設水道課総括主幹	本間浩之君
産業課総括主幹	坂本博君
教育委員会社会教育課総括主幹	竹内修君
農業委員会事務局次長	長谷川誠君
収納対策本部次長	田村一晃君
税務課総括主幹	杉山結城君
企画課総括主幹	佐々木京君
代表監査委員	岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長

原 田 和 人 君

議会事務局副主幹

曾 我 和 久 君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さん、おはようございます。

◎開会宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成29年第1回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 椎名 徳次 議員、8番 秋山三津男 議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（芳住革二君） 日程第2 会期の決定 を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの10日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの10日間とすることに決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため、3月10日から13日までの4日間及び3月15日の1日を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。よって、3月10日から13日までの4日間及び3月15日の1日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第3 諸般の報告 を行います。日高中部消防組合議会の但野裕之議員が3月1日付けで議員を辞職されておりますので報告します。次に、町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、平成28年第4回定例会において可決された意見書の関係機関への提出、広域連合並びに一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、説明員の報告については、お手元に配布し

たとおりですので、ご了承願います。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 選挙第2号 日高中部消防組合議会議員の補欠選挙

○議長（芳住革二君） 日程第4 選挙第2号 日高中部消防組合議会議員の補欠選挙 を行います。日高中部消防組合議会議員が1人の欠員となっておりますので、組合規約第6条第3項の規定により補欠選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。日高中部消防組合議会議員に 須崎 栄子 議員を指名します。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました須崎 栄子 議員を当選人にすることに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました 須崎 栄子 議員が当選されました。ただいま当選されました 須崎 栄子 議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

◎日程第5 行政報告

○議長（芳住革二君） 日程第5 行政報告 を行います。議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。小竹 町長。

○町長（小竹國昭君） 本日、平成29年第1回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、平成28年第4回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。はじめに、平成27年1月から運休が続いておりますJR日高線につきまして、昨年12月の第4回定例会で報告した以降の取組等について、ご報告申し上げます。鉄道会社と地域が一体となって、JR日高線を持続的に維持するための各種取組を検討・推進することを目的として、管内7町長及びJR北海道担当副本部長、日高振興局長、北海道総合政策部担当局長で構成する「JR日高線沿線自治体協議会」の第6回協議会（11月7日開催）において、前回協議会でJR北海道からJR日高線を持続的に維持するためとして提案のあった、沿線自治体の費用負担13億4千万円又は、上下分離方式については、いずれも対応できない旨を回答し、その回答をJR北海道が持ち帰り、鉄道事業者としての責任ある対応を次回の協議会で示すよう求めました。その後、12月21日に「日高線（鷓川・様似間）について」という件名で、JR北海道独自の説明会が開催され、出席案内を受けた鷓川町長及び日高管内7町長のうち、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町の4町長が欠席の中、「日高線（鷓川・様似間）の復旧断念、並びにバス等への転換に向けた協議開始のお願いについて」という

ことで、J R 北海道の島田社長から説明を受けましたが、先に述べましたとおり、鉄道事業者としての責任ある対応を協議会の場で示すよう求めたことと、もとより4町長が欠席しているということもありましたので、これまでの協議会の経過を踏まえ、あくまで協議会として対応して行くことで、説明会を終えたところです。協議会に先行する形で開催された説明会により、J R 北海道の日高線に対するスタンスが明らかになりましたが、一方で、北海道知事の附属機関である「北海道運輸交通審議会」の小委員会で「地域公共交通検討会議」の作業部会として、学識経験者や北海道市長会長、北海道町村会長などを構成員とする「鉄道ネットワーク・ワーキングチーム」が新たに設置され、J R 北海道が平成28年11月18日に発表した事業範囲の見直し、当社単独では維持することが困難な線区について、道や地域が対応していく上で必要となる「全道的な観点から将来を見据えた鉄道網のあり方」などについて議論が進められている最中でもあることから、この結果も踏まえ、次回の協議会を開催する方針といたしました。本年2月7日に、鉄道ネットワーク・ワーキングチームの報告書が高橋知事に提出されました。報告書では、北海道新幹線の札幌開業が予定されている2030年（平成42年）頃を念頭に、北海道の将来像や交通環境の変化を踏まえ、鉄道網を形成する路線として、1. 札幌圏と中核都市等をつなぐ路線、2. 広域観光ルートを形成する路線、3. 国境周辺地域や北方領土隣接地域の路線、4. 広域物流ルートを形成する路線、5. 地域の生活を支える路線、6. 札幌市を中心とする都市圏の路線の6つの類型に区分し、将来を見据えた方向性が示されており、日高線が属すると思われる「地域の生活を支える路線」では、収支が極めて厳しい線区については、他の交通機関との連携、補完、代替などを含めた最適な地域交通のあり方について、J R 北海道をはじめとする交通事業者や国、道の参画のもと、地域における検討が必要であるとなっております。また、J R 北海道の持続可能な経営構造の確立として、国による抜本的な支援が不可欠であることや、北海道の役割として、積極的かつ主体的な取組を展開していくことが必要であると、1. 公共交通ネットワークの将来像のデザイン、2. 地域の協議会等への積極的な関わり、3. 抜本的な支援に関する国への要請、4. 必要な鉄道網を維持していくための、地域の取組に対する協力・支援、5. 広域的な利用促進策の展開を掲げ、報告書のむすびに、「北海道の持続可能な鉄道網は、欠かすことのできない国の支援を前提に、事業者であるJ R 北海道、そして沿線地域のみならず道民全体が連携・協力して取り組むという協働の力なしには実現できない、そのことを強く提起し、報告といたします。」となっております。そして、去る2月18日に第7回J R 日高線沿線自治体協議会が開催され、J R 北海道の西野副社長から正式に、「日高線（鶴川・様似間）の復旧断念、並びにバス等への転換に向けた協議開始のお願いについて」という書面の提出と説明がありました。その主な内容は、復旧を断念せざるを得ないという結論に至った理由として、1. 相次ぐ被災により、復旧費が約86億円にのぼると試算しており、J R 北海道単独では負担できないことに加え、復旧費とは別に、海岸侵食対策として、離岸堤の整備が必要で、これを含めると総額は100億円を超える規模となること。2. 日高線

(鵓川・様似間)を持続的に維持するために必要な収支差額及び、土木構造物老朽対策の単年度費用16億4千万円について、JR北海道単独では負担できないこと。3. 単年度費用16億4千万円のうち、JR北海道で負担するとした列車運行に係る経費相当額3億円を差し引いた13億4千万円について、沿線自治体による費用支援又は上下分離方式の導入を提案したが、受け入れは困難とのご回答により、復旧の前提である「鉄道を持続的に維持する仕組み」が合意に至らなかったこと。4. モータリゼーションの進展、沿線人口・高校通学者の減少などの影響により、鉄道の利用状況が、平成26年度の輸送密度で186人と、JR北海道発足時の昭和62年度と比較して約3分の1となっており、収支状況も平成26年度で年間11億円の赤字となっていること。5. 高規格幹線道路である日高自動車道について、平成29年度には厚賀IC(仮称)まで延伸予定であり、また静内IC(仮称)まで事業区間とされていることから、鉄道のさらなる利用減が想定されること。でありました。また、今後、バス等による代替交通をはじめとした新たな交通体系の確立や、さらなる地域振興への支援等について、協議を開始させて頂きたいということと、JR北海道が考えている支援として、1. 国・道・町が補助するバス路線への、町負担分の一定程度の支援、2. 列車運行時と同等以上のバス運行便数を確保するための支援、3. 定期差額運賃の一定期間の補てん、4. 用地及び施設の無償譲渡による、例えばサイクリングロード等での活用、5. 観光送客への支援、6. 当社の所有する社宅の自治体への寄贈または貸与、7. 鉄道公園等の駅舎周辺整備への協力、8. 鉄道用地を活用して行う地域振興のための整備費用の一部補填が示されました。協議会としては、正式に以上の説明を受けたという形に止め会議を終了し、引続き場所を変えて臨時の町長会議を開き意見交換を行いました。その中で、酒井新ひだか町長から、道路と鉄道の両方を走行できる「デュアル・モード・ビークル(DMV)」の導入について提案があり、これを判断するには情報等があまりにも不足している現状にあるため、詳細な調査・研究等が必要であることを確認すると共に、バスを含む代替交通についても検討を進める必要性があると判断いたしました。しかし、このことが復旧を断念し、廃線を受け入れたという結論では無いことも確認し、次回の協議会において、これらの進め方等について協議、決定することといたしましたところ。その後、去る2月28日に、JR北海道の鉄道事業見直しに関する意見交換が、高橋知事及びJR北海道・島田社長、北海道市長会・菊谷会長、北海道町村会・棚野会長の4者により行なわれ、JRが単独では維持困難とした10路線13区間について、沿線自治体とJRの協議を進めるため、道が中心となって課題の解決に向けて取組んで行くということでもありますので、このことも踏まえ、できれば年度内に第8回の沿線自治体協議会を開催したいと考えているところです。この他、昨年11月15日に上京し、日高町村会及び日高総合開発期成会により、道内選出の国会議員並びに国土交通大臣、副大臣、政務官をはじめ、関係官僚に対しまして、JR日高線早期全線復旧への財政支援に関する緊急要望を行っております。いずれにいたしましても、日高線(鵓川・様似間)につきましても、線区の赤字問題とは別に、災害箇所への復旧等に要する費用が100億円超

になるということに加えて、運休状態が2年を経過し、利用者の皆さんにもご不便をお掛けしている状態が続いており、道内の他の線区とは異なる厳しい現実の中にありますことも十分に認識した上で、今後の協議に臨みたいと考えておりますので、議会をはじめ町民の皆さんのご理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、「優駿日高道！！オールひだか魅力発信協議会の設置等について」ご報告申し上げます。人口減少や超高齢化社会を迎える中、地方創生・人口減少克服の観点から、広域観光やインバウンド等による地域経済の活性化が求められており、(仮称)厚賀インターチェンジが平成29年度に開通の予定であることから、この開通を契機として、ひだか地域への人の流れを拡大し、地域の活性化につなげ、オールひだかで地域の魅力を発信していくため、去る2月27日に管内各町をはじめ、商工観光、産業、交通、マスコミなど37の団体からなる、「優駿日高道！！オールひだか魅力発信協議会」を立ち上げました。今後は、協議会の中にワーキングチームを設置し、キャンペーンロゴマークの募集や自動車利用者層向けのプロモーション、札幌や各町で開催される各種イベント等への出展、テレビやラジオ等による情報発信、開通直前PRイベントや開通記念行事など、具体的な取組みを展開することとしております。

また、(仮称)厚賀インターチェンジ開通後も引続き情報発信等を行い、以後、(仮称)新冠インターチェンジ、(仮称)静内インターチェンジと各インターチェンジの開通に合わせまして、同様の事業展開を想定しております。なお、この協議会の座長は、日高振興局地域産業担当部長が務め、事務局も日高振興局馬産地対策・観光推進室が担当することとなります。

次に、「町道岩清水新冠ダム線の路線変更について」ご報告申し上げます。始めに当該路線の概要についてでございますが、字泉大森定明氏宅を600mほど過ぎました、国有林内1146林班地先に設置しておりますゲート付近を起点とし、同じく国有林内1028林班地先に位置する新冠ダムサイト右岸付きを終点とする、総延長21,378mの路線でございます。次に、路線変更をしようとする理由についてでございますが、昭和51年6月の定例議会におきまして、幌尻岳を中心とする日高山脈が国定公園に制定されることを基に、奥地の観光開発と観光客の誘致を主たる目的として、町道に認定後、併用林道として管理し、新冠ダム湖を遊漁場とし、更には国有林内の一部を野営場として利用しておりましたが、現在は、それぞれの権利を返還し、現状における道路の利用者は、主に森林管理署と北海道電力の関係者であること。また、今後、この路線を維持して行こうとする中で見込まれる経費が、現時点で5億円以上という莫大な額になること。町道に認定した当時と比べ、現在は一般の人の利用が極端に少なく、当該路線を町道として持つ意味が変化してきていることなどの理由から、関係機関と町道の廃止に向け協議を重ねてきたところでございます。その結果、起点の国有林内から新冠川をまたぐ、新冠大橋手前のアブカシャンペ橋までの3011mを町道として残し、それ以外の1万8367mを廃止しようとするものでございます。なお、町道として廃止しようとする1万8367mにつきまし

ては、以後、国有林道として一般車両の通行が可能であることを、森林管理署とのあいだで確認しているところであり、しばらくのあいだ、町道として残します3011mにつきましては、森林管理署が5年から6年後を目途に、国有林内に迂回路を設置した後、町道の廃止をしたいと考えているところでございます。

次に、「日高地区交通災害共済組合の解散について」ご報告申し上げます。昭和40年代半ばの多発する交通死亡事故という社会問題を背景に交通事故被害者の救済を目的として昭和44年に日高地区交通災害共済組合が設立されました。当該共済組合は、安価な加入金で事故被害の状況に応じて3万円から80万円の見舞金が支給されることから手軽な交通事故保険として長い間多くの方に利用されて来ました。しかしながら、近年では加入者が減少し、事業費支出が掛金収入を上回ることによる基金からの繰り入れが恒常的な財務状況にあり、そのため平成28年2月には、構成町町長による「あり方検討会」を設置し、組合の存廃について協議検討をした結果、近い将来の債務超過が避けられないとの協議結果に至りました。この結果を踏まえ、平成28年10月14日開催の組合議会臨時会において、組合の解散が決定された次第です。今後は、構成町議会において「組合解散についての議決」「組合財産処分についての議決」を経て、北海道知事への解散の届出を行うこととなります。組合への加入受け付けは、平成29年度をもって終了し、平成30年度は、見舞金の支給事務のみを行うことで平成31年3月31日をもって日高地区交通災害共済組合は、解散することとなります。以上が日高地区交通災害共済組合の解散に至る経緯と今後の予定についてです。組合の解散に係る決定過程では、解散を惜しむ声もありましたが、今後見込まれる財政負担の発生可能性を十分に検討協議した結果であり、構成町の総意ですので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

次に、「診療報酬の返還について」ご報告申し上げます。現在、国保診療所では、特別養護老人ホーム「恵寿荘」及び「節婦ほろしりの里」との間で入所者の健康管理及び保健指導等に係る医師の嘱託業務委託契約を締結しているところですが、これら施設の入所者に対する外来診療については、「急性増悪等で止むを得ず診療する場合」等を除き、初診料、再診料、管理料等を請求することが出来ないとされております。しかしながら、昨年5月に北海道保健福祉部に対して実施された、平成28年度の会計検査院実地検査において、障害者福祉施設の入所者に係る医療費について調査が行われ、その中で、節婦ほろしりの里入所者の医療費に疑義があると指摘され、調査したところ、再診療等を算定していたことが判明しました。その旨を道に回答したところ、会計検査院から、平成26年3月診療以降の全てのケースについて再度報告を求められましたので、精査したところ、「特別養護老人ホーム恵寿荘」及び「節婦ほろしりの里」入所者95名分で、診療報酬984,860円、自己負担分110,295円、合わせて1,095,155円の返還が必要であると見込まれております。現在、この調査結果を道に報告し、道は、会計検査院からの回答待ちとなっておりますが、返還となる場合、診療報酬の984,860円については、今後支払われる各保険からの診療報酬との相殺となりますが、自己負担分の110,295

円については、歳出予算を措置し、個人毎に返還することとなります。道によりますと会計検査院からの回答が3月末頃になるとのことで、平成29年度当初予算での計上は難しいことから、確定次第、補正予算にて予算措置のうえ返還することとしております。今回の返還は、これまで、国保連合会及び社会保険支払基金等に対する診療報酬の請求の際には特段の指摘がなく、見過ごしてきたものであります。いずれにいたしましても、ご迷惑をお掛けした皆様に対し心よりお詫び致しますと共に改めて制度内容を徹底し、再発防止に向け努力してまいりますので、ご理解の程、よろしくお願い致します。最後に今定例会に提案しております案件ですが、一般議案2件、平成28年度各会計補正予算6件、平成29年度各会計当初予算7件を提案することに致しております。それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申しあげまして行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政報告が終わりました。次に、教育長から行政報告を行います。杉本 教育長。

○教育長（杉本貢君） 議長より発言の許可をいただきましたので、第3回定例会以降の教育行政に関わって報告いたします。なお、教育委員会の諸事業の報告につきましては、別紙のとおりとさせていただきます、主なものについての説明を申し上げます。はじめに「学校教育の推進」について申し上げます。まず、平成29年度の学級編制についてでございます。添付した資料1をご覧ください。まず、中段の朝日小学校をご覧ください。朝日小学校ですが、本年度69名の児童数から、15名減の54名の児童数となる見込みでございます。学級数につきましては、2年生、3年生の児童数が、2個学年を合わせると14名となりますので、16名以下となり複式学級の編制基準の適用となります。そのため、次年度は6学級から5学級の編制になります。教育委員会といたしましても、学級編制の見込みについてはある程度予測しているところですが、本年度9名もの児童が転校することとなり、次年度、複式学級となることが確実となったため、その対応として町長部局と協議を重ねてまいりました。その結果、単式学級継続による学習環境の質の向上と学校教職員数維持による、学校力の向上に向けた対応策として、町費負担教職員の採用を進めることといたしました。しかし、正職員の採用にあたりましては、人材が不足している現状から、臨時の教職員の採用を行うこととなりましたが、募集時期の関係から、議会、学校、保護者などへの説明が遅れましたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

昨年100周年を迎えました朝日小学校の学校経営につきましては、更に魅力ある学校づくりを進めたく考えておりますので、関係予算の議決につきまして、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。次に、新冠小学校の児童数ですが本年度から9名増の次年度234名の児童数を見込んでおり、学級数も8から2学級増え10学級となり特別支援学級3学級と合わせて13学級となる予定でございます。次に新冠中学校についてですが、本年度155名の生徒数から13名減の142名、学級数については、特別支援学級が1学級増の3学級、普通学級6学級と合わせて9学級となる見込みであります。教職員数に

つきましては、記載のとおりでございます。次に、新冠中学校卒業生進路希望状況について申し上げます。別紙資料2をご覧ください。生徒全員が進学を希望しております。静内高等学校35名、静内農業高等学校12名、私立高校7名、道内公立高校へ5名の希望でございまして、3月1日現在、11名の合格が内定しております。なお、3月7日・8日に公立高校の学力検査が行われ、合格発表は3月17日の予定となっております。次に、認定こども園ド・レ・ミ入園状況について申し上げますので別紙資料3をご覧ください。認定こども園ド・レ・ミの入園予定者数につきましては、全体で157名となり、本年度の4月時点での入園数161名から4名少ないスタートとなる見込みでございます。下の表の中の割合については、町内の同年齢児数からド・レ・ミに入園している割合でございませう。今後、例年の傾向から0、1、2歳児の入園が増えることが予想されますが、部屋の配置等の工夫、安全管理のために職員の増員等を検討しながら、対応していきたく考えているところでございます。

次に「豊かな心身の育成」について申し上げます。平成28年度全国体力・運動能力状況調査の結果についてご報告いたします。全国体力・運動能力状況調査については、小学5年生、中学2年生を対象に、実技に関する調査として8種目、学校に対する質問紙調査、教育委員会に対する質問紙調査を4月から7月までの期間で行ってございます。今年度の結果については、実技調査では全8種目の体力合計点において小学5年生男女ともに、全国平均を上回り、中学2年生女子は全道平均を上回りましたが、男子については全道平均をやや下回っております。種目別では、小学校5年生男子は6種目、女子は5種目で全国平均を上回る状況でございませう。小学生男女は年々改善傾向にあります、中学生男子についてはここ2年間低下傾向にあります。詳細を検証いたしますと中学生男女とも「立ち幅跳び」と「20Mシャトルラン」で大きく全国を下回っており、小学生では男女ともに「20Mシャトルラン」でやや全国を下回っている状況でございませう。今後、全国体力・運動能力調査結果の上位市町村の取組みの導入や検証改善サイクルの確立、体力向上推進委員会を中心に町全体による取組の推進、マラソンやなわとびなど1校1実践の一層の充実、社会教育において中学生を対象とした体力向上を目指すスポーツ教室の事業の展開を検討したく考えております。結果の公表につきましては、今年度も北海道教育委員会の報告書をはじめ教育委員会だよりに掲載するなど一昨年に引き続き全町民に広くお知らせしてまいります。

次に「信頼される学校づくり」について申し上げます。本年度、6月22日に開設した新冠中学校のホームページは開設後現在、2万件を超えるアクセス数があり、1日最高260件のアクセスがございました。ホームページの開設については「開かれた学校」を目指し、保護者や地域住民の方々からの信頼に応え、家庭や地域と連携し、一体となって生徒の健やかな成長を図るとともに、学校ホームページを活用することにより、情報活用の実践力や情報社会に参加する意欲を高めることを目的で進めて参りました。その結果、このように保護者、地域の方々からも大変好評でありまして、今後も継続した取組を支援した

く考えております。また、次年度からは、ICT教育推進委員会の研修を通し、各小学校においても開設できるよう協議を更に進めて参ります。

次に、社会教育における青少年事業の推進に関し、少年国内研修交流事業の結果について申し上げます。先の定例会でも申し上げておりますが、本年度の交流事業は、当町研修団の沖縄県への派遣と、交流先である、金武町子ども会の受け入れを行なう形での相互交流を行ったところでございます。まず、金武町子ども会の受け入れですが、3年に一度実施される北海道研修に合わせ、本年1月7日から8日の日程で、総勢30名が当町を訪れたもので、今回が2回目となります。歓迎レセプションには、町長をはじめとする関係者のみなさんにも出席をいただき、交流は、昨年度の研修参加者とその保護者を中心に実施いたしました。冬の北海道と新冠町の自然を満喫していただきながら、当町の特徴である音楽をジュニアジャズバンドの演奏とともに楽しんでいただいたところでございます。

レセプション開催にあたり、ご協力いただきました皆様に、改めて感謝を申し上げたいと存じます。次に、当町の研修生の沖縄派遣についてでございますが、本年1月11日から14日の日程で実施いたしております。今回は、交流でお世話になっている金武町への表敬を目的に私も団長として参加してまいりました。今年の研修生は、中学生3名と小学生17名で、小学生が多い構成であったことから、集団での研修活動の遂行について心配をいたしておりましたが、高校生サポーター2名がリーダーシップを発揮してくれまして、研修生の不足する部分を見事にサポートしてくれました。当初は、研修生それぞれが、たどたどしく、まとまりも感じられない状況でありましたが、事前・事後の研修を含め、研修期間内での経験により、去る2月21日の報告会では、全員が自信に満ちあふれた発表を行なってくれまして、改めて、私自身、子どもたちの成長力を実感し、心打たれたところでございます。私は滞在期間中、金武町 比嘉教育長を表敬訪問させていただき、毎年の研修生受け入れと、ホームステイの対応についてお礼を申し上げてまいりました。

比嘉教育長からは、交流事業の成果を踏まえ、今後も相互交流を継続したい旨の意向をいただいたところでございます。本事業は、平成9年度から20年にわたり継続してきた、当町青少年教育の特徴的的事业であり、研修において、子どもたちが経験する全ての事柄は、「故郷を感じ」「仲間を想い」「周りに感謝する」といった、成長過程において、とても大切なことを経験できる機会であり、主要事業であると認識しております。今後とも、目的を見失うことなく、本事業を継続してまいりたいと存じますので、ご理解あるご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上で、第1回定例会に対する教育行政報告と致します。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第6 報告第1号 例月出納検査等の結果報告について

○議長（芳住革二君） 日程第6 報告第1号 例月出納検査等の結果報告について を議題といたします。監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので質疑を省

略し、報告のとおり受理することにいたしたいと思います。

◎日程第7 議案第2号 新冠町税条例及び新冠町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第7 議案第2号 新冠町税条例及び新冠町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。湊税務課長。

○税務課長（湊昌行君） 議案第2号、新冠町税条例及び新冠町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。新冠町税条例及び新冠町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めようとするものです。このたびの改正は、平成28年6月7日に公布されました特定非営利活動促進法の一部を改正する法律において、法人の名称の改正が行われましたことに伴い、新冠町税条例を改正するものです。また、町内に非認定特定非営利活動法人が新たに設立されたことを受け、納税義務者が町民税にかかる寄附金税額控除の適用を受けられる対象法人として、新冠町税条例に規定するものです。さらに平成28年11月18日に国会で可決成立し、同月28日に公布されました平成28年度税制改正において、世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、消費税率の10%への引き上げ時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更するとともに、関連する税制上の措置等について、地方税法など関連法について、所要の改正が行われましたことから、条例において定めることについて、新冠町税条例及び先の平成28年第1回臨時会で議決された条例を一部改正するものです。改正内容につきましては、お手元に配布しております資料により説明させていただきます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第2号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第2号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号 町道の路線変更について

○議長（芳住革二君） 日程第8 議案第3号 町道の路線変更について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 議案第3号、町道の路線変更について提案理由を説明申し上げます。道路法第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり変更しよ

うとするものでございます。2ページの路線変更調書をご覧ください。図面番号①路線番号139、変更前の路線名は岩清水新冠ダム線、起点は字泉1146林班地先。終点は字岩清水1028林班地先で総延長は2万1378mとなっております。次に、3ページの図面をご覧ください。はじめに、当該路線の場所についてですが、字泉、大森氏宅を600mほど過ぎました国有林内1146林班地先に設置しておりますゲート付近を起点とし、同じく国有林内1028林班地先に位置します新冠ダムサイト右岸付きを終点とする路線でございます。次に、路線を変更しようとする理由についての説明でございますが、昭和51年6月の定例議会におきまして、ホロシリ岳を中心とする日高山系が国定公園に制定されることを基に奥地の観光開発と観光客の誘致を主たる目的として、町道に認定後、併用林道として管理し、新冠ダム湖を遊漁場とし、さらには国有林内の一部を野営場として利用しておりましたが、現在はそれぞれの権利を返還し、現状における道路の利用者は主に森林管理署と北海道電力の関係者であること。また、今後、この路線を維持していこうとする中で、見込まれる経費は、現時点で5億円以上になること。町道に認定した当時と比べ、現在は一般の人の利用が極端に少なく、当該路線を町道として持つ意味が変化してきていること等の理由から、関係機関と町道の廃止に向け、協議を重ねてきたところでございます。その結果、起点の国有林内から新冠川をまたぐ新冠大橋手前のアブカシャンペ橋までの3011mを町道として残し、それ以外の1万8367mを廃止しようとするものでございます。なお、町道として廃止しようとする。1万8367mにつきましては、以後、国有林道として一般車両の通行が可能であることを森林管理署との間で確認しているところであり、しばらくの間町道として残します民有地を含む3011mにつきましては、森林管理署が5年から6年後を目途に国有林内に迂回路を設置した後、町道の廃止をしたいと考えているところでございます。以上のことから、路線の終点の位置及び路線延長、さらには路線名が変わりますので、このたび路線変更をしようとするものでございます。(以下、説明省略)

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第3号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、椎名議員。

○7番（椎名徳次君） 今までは、ダムまでの町有道でありましたけども、今後、林道に変わること釣りとか、それから狩猟で入る時には春から秋までというか、年中通して森林管理署で入林許可が得られるのか、町である程度の許可が出せるのかをお願いします。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） その辺もですね、森林管理署と協議を進めておりまして、残そうとする3011mについては、これは町の判断で通す恰好になるかと思います。その先は、今度は国有林にお返しする訳で、林道として管理する訳で、国有林側の管理となりますが、国有林も最近は、山に入ってくださいというスタンスなものですから、よほどのことがない限り、通行上危ないという危険性があるということでない限り、通したいことです。その通し方というか、通っていただくことに関しては、国有林は全然通ってくだ

さいということで、入林許可証その辺は、手続きは原則的にはしていただくことになるのではないかなと考えてございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番竹中です。今回町道として残そうとする3011mについては、将来迂回路を設置するというでございませうけれども、これについては、民有地を通行している状況で、迂回路ができた段階で返還ということだと思います。その民有地に対する説明というか、協議はスムーズに進んでおられるのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 議員さんが心配されるように、当然民有地の方の理解を得なければいけないということで、面談して説明しております。営林署との協議が整ったあかつきには、町道を廃止したいのだと。そして土地を返したいのだと。いう話まで進めております。その中でやりとりの中では、そうか。という感じで、特にこれから難儀するような感触ではないかなというふうに感じております。

○議長（芳住革二君） ほかにございませうか。堤議員。

○2番（堤俊昭君） 昨年の8月大雨の災害でしたけど、この21キロの被害はどうであったのか。

○議長（芳住革二君） はい、坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 8月の台風3つの台風、新冠もあたりまして、その前に7月には豪雨ということで1月に4つの大きな被災原因になるような雨が合った訳です。パトロール等々確認して、8月の最後の台風の後はととも一般車両は通せる様子でないということで、それからダム線は、通行止めにしました。そして、町が復旧する範囲それと併用林道ですので、森林管理署が復旧する範囲、北電さんもあわせてダムまでいく必要があるということで、北電さんも随分復旧に尽力してくださって、現在はといても、今冬ですけれども、その前、冬の前の様子では、一般車両は、遠慮していただいたのですが、普通に関係者の車両が通る分には問題無いというふうに見て、思っていたところでございます。また、冬が明けて道路の様子を確認しに行くこととなりますけれども、ある程度、手入れは秋までに進めておりますので、大きな傷みはないのではないかなと考えております。

○議長（芳住革二君） 堤議員。

○2番（堤俊昭君） 廃止の時期がはっきりこれではわからないのかなと思うのですけれども、今後一切、復旧の費用は発生しないと理解してよいですか。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 町道として残します3011mに関しては、これは町で、責任持って今後も維持管理しなければいけません。それ以降については、6橋を含むそれ以降については、今後町が維持管理費用を出すというか、維持管理費がかかるということではございません。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第3号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

（休憩 11時 7分）

（再開 11時20分）

◎日程第9 議案第4号 平成28年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第9 議案第4号 平成28年度新冠町一般会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 議案第4号、平成28年度新冠町一般会計補正予算について、説明を申し上げます。1ページをお開き願います。平成28年度新冠町一般会計補正予算 このたびの補正は6回目になります。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3091万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億2626万6千円にしようとするものでございます。このたびの補正の主な内容は、各事業の執行残の減額並びにふるさと納税特典品贈呈事業費及び温泉施設指定管理料の増額などとなっております。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時とします。

（休憩 11時54分）

（再開 13時00分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。発言は、歳出は「項」ごとに、歳入は「ページ」ごとに一括質疑で行いますので、内容を取りまとめ簡潔に行うようお願いいたします。なお、質疑は歳出から行いますので、14ページをお開き下さい。14ページ。1款 議会費・1項 議会費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。2款 総務費 1項 総務管理費 ありませんか。はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番竹中です。ふるさと納税特典購入費についてお伺いいたします。先ほどの説明では、ふるさと納税そのものが増えた訳ではなくて、特典品の値段が上がったために、この補正と取りましたけれども、そのことで間違いはないのかということと、

それから日高管内においてもふるさと納税に対する、今、極端に増えている自治体、それとなかなか伸び悩んでいる自治体とがあると思いますけども、それらのことに対して、やっぱりこういったその差は、どこにあるかということは、その宣伝の仕方や返礼品の種類にもよると思うのですけども、そのことについても2点お願いいたします。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 1点目の問題につきましては、説明で申し上げましたように、サケの不漁で主力商品だったイクラ・新巻が単価が上がってしまったということと、例年から見ますと、昨年と比較しますとですね、3月3日現在の同じ資料があるのですが、新巻とイクラだけで3673件実は減っております。金額に直しますと36673万円という金額の減になっていることです。それと管内の状況については、まだ28年度の決算が出ておりませんので、何ともわかりませんが、多分ですね、不漁の状況についてはそんなに変わらないと思いますので、各町とも伸び悩んでいるのではないかとすることは想像できます。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） 当初予定していた納税特典品については大体40%前後だったのではないかと思いますけれども、そういった事情によって、その返礼品に対する、その収入に対する支出というか、そのパーセントが著しく上がったということはないでしょうか。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 先ほど申し上げましたように、通常、昨年度までですけども、5割の50%を目途に単価設定をしておりました。厳密に言いますと、送料等込みですが、それがですね、予算規模で言いますと58%ぐらいまで上がって来ていることだと思います。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武田議員。

○5番（武田修一君） 同じくふるさと納税減の部分ですけど、返礼品につきましては、あまり過剰にならないようにとされています。けれども、多くの金額を望むということになれば、ある程度の返礼品について、人気の高いものを多くというようなことの品目で考えないとなかなか金額的に伸びないということが現実あると思います。返礼品でなくて、ふるさと納税の金額としては大きな金額を受けている上士幌でしたか。その辺りはやはり牛肉はどこも人気なんだろうけれども、1つの品物としては、10キロ、20キロ単位の和牛肉をそれを年間何回かで贈るような形になっているとか、価格にすると、新冠は1万、2万という単位ですが、今言ったところは、10万、20万あるいはもうちょっと価格の多い品物として取り扱っているところを考えれば、新冠ももう少し品物を例えば和牛肉の1つの品物の大きさをボリュームアップするということもすると、価格も大きくなる訳で、人気は必ずある訳ですから、ふるさと納税の金額としては、伸びるという考え方は成り立つかなと思いますけども、その辺りの考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 高額商品を返礼品にするということになれば、当然ふるさと納税そのものの寄附金は多額になります。ただ、昨今の状況見ますと、総務省もそうですが、高額な返礼品については自粛するよとということ、近々ですね、また調査等入るかと思ます。それが1つと、過剰な返礼は載せませんということ、3月1日の道新に出ていましたけども、当町がホームページアップしていますふるさとチョイス。ここもですね、高額商品の取り扱いはもうしませんよという今の流れでございますので、議員おっしゃるよとたくさんよいものを高額のものをあげればあげるほど、確かに寄附額が大きくなりますけど今の流れというのはそうではないということをご理解下さい。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。長浜議員。

○10番（長浜謙太郎君） 5目企画費の13節委託料、運行業務委託料の減額の理由の説明のところ、走行距離減によるよとということ、あったのですけども、詳細についてお聞かせいただきたいと思ます。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 連動するのですけども、燃料費、運転業務委託料、これが連動いたします。予算編成時におけるコミュニティバスの経費につきましては、次年度に向けて年内に12月ごろにですね、対象となる通学生に対する利用アンケートを実施しております。その結果に基づきまして、運行ルートを設定の上、距離数を出して、算出しております。その後、年明けまして高校へ進学する利用希望者の最終確認、これを行いまして4月からの運行ルートを確認してございます。この中で進学先の決定に伴って、利用を取りやめるとよと学生が出ます。今回もそういうこと、ございました。このことから、運行距離が短くなったもの、ございますけども、燃料費は通学・通勤便A路線というのがあります。これは予算で往復62.8キロで算定して、おりましたけども、実施の段階では56.4キロとなり、6.4キロの減となっております。これが2往復あります。同じくB路線というの、ございまして、こちら、予算で往復68.8キロ、これが実施で46.2キロとなりまして、22.6キロの減となります。これも2便、ございまして、加えまして、定時・定路線で運行して、おりました午後6時台の新冠駅発第3便、こちらはA・B2路線あるのですけども、これにつきまして、利用者の利用状況が、少ない状況にある、ございまして、利用者がいる時だけ運行する予約運行方式に変更しまして、効率性の向上と経費の圧縮を図った、というものです。これによりまして、燃料費が予算で3万5607リッターだったのが、実績見込みでは2万7707リッターとなり、7900リッター減となったものであります。これによって、燃料費が50万円減額になった、ございまして。もう1点が運行業務委託料、ございまして。こちら、燃料費と同様に、運行距離の短縮によりまして、運転手の従事時間も短くなります。1日当たりA路線が98分減、B路線が162分減、さらに第3便の定時定路線をやめたことによりまして、327万2000円が減となりまして、新たに予約運行方式の導入により、201万8000円の増で差し引き125万4000円が残りました。運行に係る突発的な経費等を考慮して、そのうちの

100万円を減額したということでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武田議員。

○5番（武田修一君） 先ほどの部分ですけど、課長答弁あったようにそういう現状ですとか、国の提言ですとか、あまり過度にならないようにと理解しているんですけど、しかし、さっきのは極端な例ですけどね。今1万2万という部分を少しこうどこかで価格を上げれる分があれば、またそういう検討するのも必要だと思うし、力を入れてよい部分だと思うのです。財源確保につながりますので、趣旨から外れない程度にもうちょっと考えてみる部分はあるのではないかなと思いますけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 今年28年度は実は新たに牛肉を取り扱っております。そういう意味では27年度当初の品数というのは、町で持っていたのは28件でしたけども、今現在は41件まで商品を増やしてございます。そういう中で、寄附をたくさんいただこうとがんばってはいるのですが、今年の傾向はよく新聞に出ていますけども、熊本ですとか、災害がございまして、そちらの方に流れているのではないかということが、新聞等で取り出されております。その影響もあるのかなという感じをしております。少ない部分については、例年のリピーターと言われる方が今年来ていなかったこともありますから、そういうようなことがあるのかなということでございます。価格を引き上げるという問題につきましても、それぞれ例えば主力商品でありますイクラにつきましても、500グラムで1万円というのは相場でございまして、それを1万5千円にすると、おのずから来なくなるということがございますので、その辺は調整しながら現行の中で考えてみたいと思います。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、15ページ。3項 戸籍住民基本台帳費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。4項 選挙費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、16、17ページ。

3款 民生費 1項 社会福祉費 ありませんか。はい、氏家議員。

○3番（氏家良美君） 3番氏家です。16ページの20節扶助費のところ、障害児通所給付費等支給費が減額になっている理由について、あおぞらの通常の利用者の減と利用率の減だったと思うのですけれども、その具体的な人数はどれくらいだったのでしょうか。また、その原因については把握していますでしょうか。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） お答えいたします。ここにありますが、発達支援センターあおぞらに係る給付費の減額でございますが、議員おっしゃいますように、利用者の減及び利用数の減ということが主な原因でございます。中身でございますが、児童発達支援と言いまして、こちら未就学の児童に対する支援でございます。こちら当初比較と実績見込みにおきまして、利用者は4名増えるという見込みですが、延べ回数が210件の減ということで、合計166万4828円。続きまして、放課後デイサービスと言いまして、これは就学後、小学校入学から中学卒業までの放課後のデイサービスでございますが、こち

らの見込みが実人数で8名の減。それから延べ回数が448の減と。こちらが241万8141円の減と、それから保育所訪問というのもドレミでございますが、月に2回実施してございます。こちらに変動はございません。そして障がい児童の相談支援ということで、こちらにおきましても、実績見込みが4名の減で延べ回数26の減。合計いたしまして88万5784円の減ということで、合計496万8753円ですので496万9千円の減額ということになっております。それで、具体的な原因というところでございますが、中身におきましては、やはり放課後デイサービスの利用者の減と、それから延べ回数の減ということが主な原因になってございます。こちらはですね、小学校の入学と同時に利用をやめられる方も確かにおられるということと、入学後に部活動などに従事して、そちらの方に力が入って、やめられる方がおります。それから、利用をされている方で、親御さんとともに利用するものですから、母親の妊娠によってですね、二人例えば通っているお子さんが3人目を妊娠するというので、いけなくなるということでの減少というのがこの中に含まれておりますので、それらを合計しますとこのような金額になるということでございます。

○議長（芳住革二君） はい、氏家議員。

○3番（氏家良美君） 発達支援というのは幼少期には大切なことだと思うのですけれども、この利用者が減った後ですね、他の施設に移動して療育を受けていて方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） その辺の追跡調査というのはですね、今押さえていないです。おそらく他の施設に通われているというデータは今押さえておりませんので、おそらくやめられた方がほとんどではないかという認識を持っております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。椎名議員。

○7番（椎名徳次君） 7番椎名です。老人福祉費の方でよろしいですね。ふれあい夕食事業の委託料、これが30万5000円減額になっているのですけれども、利用者が相当減っているのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） ふれあい夕食の事業の関係でございます。こちらは、当初予算でございますが、37名に新規の利用が2名いるということで、39名の当初予算で見込みまして、年間1万274食、1日あたり28.1食で予算を組んでおりました。そこで12月までの実績ということで、7338食で26.7食という実績で決算見込みを9656と見ました。それから、その差が615食になりますが、そこから1月から3月まで月1件ずつ増加するなどを見込みまして、それを180食と615から180を引いて、435食分を減額するという中身になってございます。それで650円の435の消費税をかけまして、30万5000円減額という数字になってございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。同じく17ページ、老人福祉費の高齢者等生活支援事業委託料について質問いたします。当初予算388万3000円から今回297万9000円の増額補正になっております。利用者原因によるものとの説明ですけれども、年度計画では延べ利用者が504名との年度当初の計画値でした。今回、この時点での利用者数は何名なのか。また、現在ヘルパー4名での対応となっておりますけれども、次年度も同じように4名体制で対応するのか。答弁をお願いします。

○議長（芳住革二君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 504名ということで当初予算がですね、2403名を見込んでおまして、見込みが1899ということで差し引き504名の減ということでございます。収入におきましては、減少ということで236万2000円の収入減ということで見込んでございます。こちらの主な原因につきましては、月あたりの要支援の方の見込みなのですが、要支援から要介護に移る方という部分の見込みが、若干多いことが主な原因になってございます。それからヘルパーの数でございまして、現在4名おまして、これは引き続き4名でございまして。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、17ページ。2項 児童福祉費（なしの声あり） ないようですので、18ページ。4款 衛生費・1項 保健衛生費 ありませんか。はい、椎名議員。

○7番（椎名徳次君） 予防費のところで質問いたします。健康診査の委託料、それから予防接種運営委託料で200万以上も減額になっておりますけれども、健康診断を受ける方、それから予防接種を受ける方は町内でどのくらいの人数がおられるか。何%くらいの方が両方を受けているか、受けていないかをお願いします。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 健康審査の委託料27万5000円の減額でございまして、こちらの主な原因といたしましては、特定健診、国民健康保険の特定健診におきます追加分という健診を一般会計で費用負担しております。それで、特定健診の見込みを33%ということで、見込みを見ておられますが、実質33%にかわず、30%を切るような見込みを立てておられますので、その分といたしまして、27万5000円の減額となっております。それからですね、各種予防接種の接種料ということでございまして、こちらは定期接種と任意接種ということに分かれておまして、ワクチンの種類もヒブワクチンから日本脳炎という先ほども申しましたが、それぞれ接種率は若干違いますけど、7割から9割の間の接種率になっているかと思っております。それで、今回の主な原因といたしまして、日本脳炎ワクチンの接種見込みが少なかったとこととございまして、今回28年度から定期接種化されたということで、今回3歳から20歳までの方を対象に、それぞれ接種率を見込んでおられます。それで、その中でですね、3歳から6歳までは対象者の7割を見込んでおまして、その方々につきましてはほぼ4割の接種率になってございます。それから7歳以降につきましては、年齢が上がることに3割から1割という接種率を見込んでおりました。

が、その辺はやはり年齢が上がるにつれ、3割から0割の見込みというふうになってございます。今回、定期接種化におきまして積極的に勧奨する年代というのが小学校2年生までということで、こちらの方々につきましては、個別の通知を送っておりますので、その方々につきましては、およそ50%いかないですが、それまでの数字になっていることとございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。3目環境衛生費の蜂の巣駆除の部分で説明を求めます。年度当初に50件で15万円という予算説明がありましたので、駆除補助金は1件当たり3千円の計算となりますが、今回10万1000円の減額補正をすることは、4万9000円で16件の蜂の巣の駆除があったと考えてよろしいでしょうか。また、ここ数年の駆除実績がわかるのであればお示してください。

○議長（芳住革二君） はい、佐渡町民生活課長。

○町民生活課長（佐渡健能君） 今年度の実績につきましては、14件となっております。同時に2件目以降になりますと、減額になって金額が変わって、その都合で数は変わってくるかと思えます。蜂の巣の駆除につきましては、春先の気温によりまして大きく変動する実情がございました。当年度につきましては、春先非常に低温な日々が続いたということで、蜂の巣の発生が非常に少なく、その結果14件ということになってございます。実質昨年度は倍以上の件数がございまして、平成27年度で49件、26年度で74件、25年度で46件の蜂の巣を駆除しております。今申し上げました通り、年度によりまして大きな違いがございしますので、補正で対応させていただいております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。2項 清掃費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。3項 水道費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、19ページ。5款 農林水産業費・1項 農業費 ありませんか。はい、武田議員。

○5番（武田修一君） 4目の19節の中の受精卵移植事業補助金、これは、件数の減ということの説明ですけれども、件数も含めて、もう少し現状についての説明をお伺いしたいと思えます。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 受精卵事業の関係でございすけれども、細かくということとございすので、当初予算の中ではホルスタイン種の採卵を5頭、黒毛和種の採卵を15頭。移植につきましては、ホルスタインの移植を10頭、黒毛和種の移植を100頭、ホルと黒毛の移植を250頭見込んでいたところとございすますが、この実績といたしまして、ホルスタインの採卵が1頭、黒毛和種の採卵が12頭、ホルスタインの移植が5頭、黒毛和種の移植が71頭、ホルかける黒毛が229頭という実績になりまして、当初で見込んでいた計画よりも実績が少なかったということとございす。この要因といたしましては、受精卵移植の場合に農家さんで手配される部分がありますけれども、町有牛の方か

らも受精卵を提供するという事業をやってございますが、今年度予定している数が取れなかったことが1つあります。それから、ホルスタインもですね、後継牛も不足しておりますので、受精卵を種付けせず、ホルの人工授精が増加しているということも要因の1つかと思われま。

○議長（芳住革二君） ほか、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、20ページ。2項 林業費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。3項 水産業費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、21ページ。6款 商工費・1項 商工費 ありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。新冠温泉指定管理料の部分で質問いたします。年度当初9936万4000円から今回ですね、336万3000円の増額の説明で、その要因は入浴部分の収支差額との説明でした。この部分に関しましては、理解はしますけれども、あの次年度以降もですね、この部分を考慮した中での補正も有り得るのか。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） この温泉の指定管理ですけども、平成26年度より従来の温水井戸プラント維持に係る指定管理料とは別に温泉入浴部門に対する指定管理料を新たに支出してございます。指定管理料の算出方法は、売上げの総利益から費用を差し引いた営業利益のマイナス分、赤字分。この金額を基準として、3つの算定区分によって減額するというようにしております。1つは平成22年度の入浴者数を基準にしまして、当該年度の入浴者見込み数、これの減少率この減少率は今年は10%ほどだったのですが、それを先ほどの金額、基準額にかけて、その分を差し引きますよと。2つ目は、割引券を出しています。こちらは、入浴延べ人数に対して25%を上限にそれを超えた分について1枚あたり153円減収となるものですから、それもその超過分にかけて、その金額を基準額から差し引きますということにしています。3つ目は、宿泊施設使用料相当額として宿泊施設建設費から当時の起債償還金額に入ってくる普通交付税の収入、こういったものを除いた実質町が負担している金額、これを耐用年数で割りまして、年当たり430万円となるのですが、その金額も差し引きますよという、こういったことの中でルールを決めまして、毎年その決算状況を見て、こういった指定管理料が出ることでございます。ちなみに、決算見込みでございまして、営業利益のマイナス額、いわゆる基準額は見込みで1357万円。これがいわゆる入浴部門の赤字と見込んでおります。これについて、先ほど言った基準額の入浴者数の減少率10.6%です。これで算出した金額は143万8000円。まずこれを引っ張ります。差し引きますと。それと入浴割引券の超過枚数これが1万7062枚で単価の153円をかけた261万円、これも差し引きますと。3つ目に、430万円の施設使用料こういったものを差し引いて、最終的に残った金額が52万2000円になりますけれども、これに消費税をかけまして、564万円となります。通常はこれで終わるのですが、前年度に同じような算出で出して、これは概算で出ております。決算見込みで。それで翌年度精算するというので、平成27年度では

精算した結果、227万7000円を多く出しているということになっています。その分を今回差し引いて精算するというので、336万3000円。これをまた今年概算払いとして支出するというのでございます。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。須崎議員。

○6番（須崎栄子君） 但野議員と同じことをお聞きしたかったのですけれども、それでは単純に言えば、入浴者が少なれば少ないほど町の委託料は増えるということなのではないか。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 入浴部門の入浴者数が少なくなると、当然売り上げが下がってくるので、赤字幅が大きくなるということは、基本的にはその分は町の指定管理料が増えてくるということになってくることです。ただし、そのままどんどん膨れ上がっていくと困るので、先ほど言った平成22年の基準値があります。その人数より、どんどん右肩下がりに下がってきているので、ここは営業努力して上げて下さいということで、その下がった部分は単純に町から出す部分を差し引きますよということで、そういう民間の努力を促していることなので、人数が下がって、売上が下がった分は基準額では、町の持ち出しは大きくなりますけども、そこから利用者率が下がった分だけ、また差し引くことにしていることなので、単純に言うとなれば下がるほど、町の持ち出しは多くなることです。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。秋山議員。

○8番（秋山三津男君） 今の温泉のことなのですけども、企画課が温泉にちょっと入っていますよね。温泉の管理系か入っていると思うのですけど、どのような指導をしているのか聞きたいのですけど。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 平成28年の4月から株式会社ヒルズの業務のうち人件費それから仕入れ関係、その他運営については株式会社ファウンドというところに委託しました。株式会社ヒルズはそのまま残っておりまして、当然様々な指示等は、ヒルズが経営判断してファウンドにいろいろ指示をするということでございます。そういった中でファウンドの支出関係はファウンドでやりますけども、依然としてヒルズで経費を支出するというものがあります。電気料だとか、人件費と仕入れ以外のものというのは、修繕費だとか広告だとか、もろもろはヒルズが予算を持っていて支出しております。そういったもののチェックをまず、伝票のチェック、支出のチェックをしています。確実に処理されているか、おかしいものはないかというチェックをしております。また、経営者判断で例えば温泉の割引券を発行するとか、例えばイベントで割引券を発行する。もしくはいろんなイベントを展開する場合は、ヒルズの予算でやるのです。そういった場合は、ヒルズの経営陣として判断すると。そういったものを現場からいろいろな提案があるものを精査して、それを判断して指示するというようなことになっていまして、そういった役割を課長、総括

主幹、係長が入ってチェック、指示事項をヒルズとしてやっていることでございます。

○議長（芳住革二君） はい、秋山議員。

○8番（秋山三津男君） ヒルズの代わり、代弁者として企画課担当が指示していることなのですか。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 町の職員として代弁しているのではなくて、ヒルズの職員という形でまず任命を受けております。そして、その指示についてはヒルズの経営陣、社長は町長ですけども、必要に応じて取締役会をかけてその決定事項に基づいて、現場に指示していることでございます。

○議長（芳住革二君） はい、秋山議員。

○8番（秋山三津男君） 職員が一部の会社に意見を申しているのか。

○議長（芳住革二君） はい、佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） この職員が、いわゆる民間事業に従事することについては、地方自治法に則って、そういった項目に基づいて町長の許可をいただいて、そこに従事しているということでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。7款 土木費・1項 道路橋梁費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。4項 下水道費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、22ページ。8款 消防費・1項 消防費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。9款 教育費・1項 教育総務費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。2項 小学校費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、23ページ。4項 認定こども園費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。6項 保健体育費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、24ページ。10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。2項 農林業施設災害復旧費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、歳入に入ります。戻って、8ページをお開き下さい。質疑はページごとに一括して行います。8ページ。11款 分担金及び負担金、12款 使用料及び手数料ありませんか。ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、9ページ。13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2項 国庫補助金 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、10ページ。3項 国庫委託金、14款 道支出金 1項 道負担金 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、11ページ。2項 道補助金 17款 繰入金 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、12ページ。19款 諸収入 ありませんか。はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番竹中です。雑入の広告掲載料についてお伺いいたします。ここには長年町内の業者がバナー広告を出しておりましたけれども、突然やめた理由など特にございますでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） ご指摘の通り2枠去年まで掲載していただきました。4月からはしていただかないと。お願いしているのですが、毎年ご案内して、だけでも載せませんということです。理由等は確認してございません。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） やはり、今4つスペースがあって、真っ白い状態になっている訳ですけども、例えばそこをクリックすると、その会社のところにリンクして、そのホームページを見れるとか、そういうような観点でのリンクの仕方というのは、なされていたのかということと、それから営業ではないですけど、そこを活用していただくために勧奨するとか、そういった営業努力と言ってよいのかわかりませんが、そういったことはなされているでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 前段の方はクリックすると、その会社のホームページに届くということで、ちょっと聞いたらあまり、それで新冠の部分に載せてお客さんが増えることないかと、ちらっと聞いていたので、その辺の費用対効果だったのかなという気がします。もう一つの積極的に広告を掲載してもらおうと、財源確保のためにもということで、積極的に具体的に行動は起こしておりませんが、これからご案内と言いますか、個別に歩けないと思いますので、周知広報等を行いながら、考えてみたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） 新冠町のホームページは、管内的に見れば大変先進的な内容ではないかなと思いますけれども、そういった勧奨とかして、バナー広告出していただくことで、そっちの会社のホームページを見ているうちに、新冠町のホームページを見らさることになる訳ですから、是非とももう少し積極的にせっかく4つのスペースを設けている訳ですから、積極的にそこに広告を載せて、お金以上の効果があると思うのです。その点について再度お願いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） どういう広報というか、なるべくそういうものありますから、担当とも話しながら掲載していただくよう努力します。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、13ページ。20款 町債 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、歳入・歳出の全般にわたって、質疑ありませんか。はい、須崎議員。

○6番（須崎栄子君） 6番須崎です。歳出の方の商工観光費のことなのですが、これには載っていないのですが、国道沿いにあるレ・コード館の前のポールでしょうか、馬の銅像が一番上に乗ったポールなのですが、あれについてですが、Aコープ新冠店がなくなってから、早1年が経とうとしておりますが、まだAコープ新冠店の文字が記されたままなのです。それで、それについては何も触れられていないのですが、

どのようなお考えでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） それにつきましては、平成29年度の当初予算であそこをまず剥がして、その後に新たなものを付ける予算を考えています。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武田議員。

○5番（武田修一君） 森林公園の部分ですけれども、去年の8月、9月あたりの大雨災害の時だと思えますけれども、公園のはじめの墓地寄り、海寄りそれから、節婦寄りと言いましようか、崖崩れで陥落している、崩れているところがありまして、簡単なテープとそれから簡単な看板がありますけど、現状はどうなっていますか。そこは。

○議長（芳住革二君） はい、坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 申し訳ありません。もう一度場所の確認ですけども、公園敷地があって、自由スペースがあって、道路のまわりだとか、その辺ではなくてでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、武田議員。

○5番（武田修一君） 森林公園の遊具がありますよね。大きな滑り台があって、その敷地の一番海寄りのさらに節婦寄りの角に近いところ、崩れている部分が結構あってわかりますか。

○議長（芳住革二君） はい、坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 公園の敷地であり、道路の法面でありという場所でよいですね。そこは復旧終えております。今年に入って原形復旧しております。

○議長（芳住革二君） はい、武田議員。

○5番（武田修一君） 最近は行っていなかったのですが、それまではまだかなと思って見ましたけども、その間、利用している人も結構いた中でそういう状態が、何カ月もあったので、これは危ない。もしかあそこに子どもなんか行った場合に、落ちてしまったら大変だなという状況だったと思うのです。できるだけ早くその辺の対応はするべきでなかったかなと。幸いにそういう事故がなかったからよかったですけど、また、再発防止等も含めて、その辺はしっかりと対応していただければと思っておりました。原形復旧ですから、そこはもうそういう状況にもうなることはないのですよね。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 原形復旧であると先ほど申しましたけども、そう申しながら、表面の水は受ける様な配水施設、水を受ける施設を施工しております。そして法面の下の方は、ただ、土を土盛りして、芝生を貼り付けたという方法以上にふとん籠を設置して法じりの強化を図って、そういう一段、二段構えで復旧してございますので、大丈夫だと考えてございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行ないます。反対討論の発言を

許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより議案第4号について、採決を行いません。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号 平成28年度新冠町簡易水道事業 特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第10 議案第5号 平成28年度新冠町簡易水道事業 特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東 建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 議案第5号平成28年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算の提案理由について説明申し上げます。1ページをお開きください。今回は3回目でございます。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5602万円にしようとするものでございます。このたびの補正の主な理由は、事業費の確定に伴い、工事費を減額補正しようとするものでございます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第5号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号 平成28年度新冠町下水道事業 特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第11 議案第6号 平成28年度新冠町下水道事業 特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東 建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 議案第6号平成28年度新冠町下水道事業特別会計補正予算の提案理由について説明申し上げます。1ページをお開きください。今回は4回目でございます。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ104万円を減額し、歳入歳出予算の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億185万7000円にしようとするものでございます。このたびの補正の主な理由は、事業費の確定に伴い、委託費及び工事費を減額補正しようとするものでございます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第6号について採決を行います。お諮りいたします。本

案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。再開は2時15分とします。

(休憩 13時58分)

(再開 14時15分)

◎日程第12 議案第7号 平成28年度新冠町後期高齢者医療 特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第12 議案第7号 平成28年度新冠町後期高齢者医療 特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹觜 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹觜寧君） 議案第7号平成28年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。1ページをお開きください。今回の補正は2回目でございます。平成28年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を次の通り定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ6713万9000円とするものでございます。今回の補正は28年度の広域連合の決算見込みにより、保険料負担金の増額算定通知に伴う負担金の増額と被保険者の方から徴収する保険料の増額でございます。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第7号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計 事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第13 議案第8号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計 事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山下 老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（山下利幸君） 議案第8号平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について説明申し上げます。1ページをお開きください。平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算、このたびの補正は4

回目となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ174万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1778万1000円としようとするものです。このたびの補正は、退所者数の増加及び入退所の期間の増加並びに入院者数の増を要因といたします空床日数の増加に伴う稼働率の低下により、施設に係る収入の減額とこのことによります一般会計からの繰入金が増額並びに歳出で賄材料費の減額及びショートステイの配置職員の変更と時間外の減少に伴う賃金の減額となっております。(以下、説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。はい、椎名議員。

○7番(椎名徳次君) 7番椎名です。歳出の方ですけども、短期入所介護事業のことですけども、この83万7000円は臨時介護員等の賃金ということで、今、入所者それから、介護員とのバランスはきちっと取れているのかどうか。今その入所者少し減っていて、介護員が多いからということで、それでこれだけの83万7000円という減額補正になったのか。いろいろ、やはり人数を減らすと、パートでもね、夜なんかでも万が一に事故があった時だとか、次の対処ができなくて困ると思うので、ここは一人でも二人でもパートを増やして安全・安心の施設にしていきたいと思いますので。

○議長(芳住革二君) 山下老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(山下利幸君) 短期入所生活介護事業費83万7000円の減額につきましては、当初ショートステイの予算で措置しておりました臨時職員が6月1日付で正職員として職替えとなりました。そこで、別の臨時職員をショートステイの予算の方に配置した訳ですけども、この2名の賃金差が生じておりました、その差額分とこのショートステイに係る臨時職員の時間外勤務が減少をしておりますので、その部分で83万7000円になっております。それと介護職員につきましては、現在パート職員で2名、臨時介護職員で3名の募集を実は昨年からはハローワーク等を通じて募集しておりますけれども、応募がなかなかないのが実態でございます。現在の介護職員数、法規定によりまして、看護・介護職員合わせまして、3対1。入所者数の割合3対1という規定がございますけれども、現状で何とかこの数字をクリアしているのが実態でございます。できれば、一昨年並みの形でこの現在募集している介護職員が入っていただければ、議員がおっしゃるように、事故の少ないある程度、職員にも余裕のある対応ができるのかなとは思っておりますけれども、日高管内どこの施設もそうですけれども、なかなか募集をしても集まらないというのが実態でございますが、今後も引き続き募集については、関係機関、学校あるいは専門学校それらを通じて募集を働きかけていきたいと思っております。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。(なしの声あり) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第8号につい

て採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所 事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第14 議案第9号 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所 事業特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本診療所事務長。

○国保診療所事務長（坂本隆二君） 議案第9号平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算、今回は第3回目の補正となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2265万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7561万1000円にしようとするものであります。このたびの補正の主な内容であります。歳出におきましては、新ひだか町との医療連携協定に基づく負担金及び事業確定に伴う執行残による減額が主なものであります。歳入におきましては、診療等収入において、本年度当初外来患者数について、過去の実績等を踏まえながら、努力目標として、1日当たり患者数70名と見込み、予算計上したところですが、これまで平均で56.81人と予算を下回る状況となりましたことから減額するものであります。（以下、説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。

○9番（武藤勝因君） 9番武藤です。この歳入の件で診療等収入、相当当初見込みと開きがあるのですが、この減の要因をどう押さえているのか教えてください。

○議長（芳住革二君） 坂本診療所事務長。

○国保診療所事務長（坂本隆二君） 診療収入におきましては、これまでの実績等を踏まえながら、ある程度努力目標ということも含めて、当初1日70人ということで見込んでございました。しかしながら、昨年度所長の退任等に伴ってから、患者数の減少が続いておりまして、今年度の実績といたしましては、56.8人というような今の所の実績となっておりまして、なかなか外来患者数が伸びてこないというような実態にございまして、その結果、診療収入が下がっているということでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第9号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発委第1号 新冠町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

○議長（芳住革二君） 日程第15 発委第1号 新冠町議会傍聴規則の一部を改正する規則について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員会 但野 裕之 委員長。

○議会運営委員会委員長（但野裕之君） 発委第1号 新冠町議会傍聴規則の一部を改正する規則について の提案理由並びに議案の内容についてご説明させていただきます。資料により、説明させていただきますので、3ページをお開き願います。新冠町議会傍聴規則は、全国町村議会議長会で定めている標準規則を準用しておりますが、この標準規則において削除されている項目や、傍聴者名簿の記載事項、傍聴席の制限等で現在の社会的背景から見直しや不要な事項があることから、改正するものです。改正内容といたしまして、1、傍聴人受付名簿の記載事項は、住所及び氏名のみとするものです。2、傍聴証の交付事項については不要のため削除するものです。3、傍聴席に入ることのできない者につきまして、10項目の制限を設けていたものを、内容を整理し7項目とするものです。4、傍聴人の守るべき事項として8項目定めていたものを、第4号の1項目を削除するものです。最後に5、議長への委任について、1条を追加し、その他必要な事項は議長が別に定めるものとするものです。2ページにお戻り下さい。附則として、この規則は、平成29年4月1日から施行する。以上が、新冠町議会傍聴規則の一部を改正する規則についての内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については議会運営委員会から提出されていますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）ご異議なしと認めます。これより、発委第1号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（14時41分 散会）

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員